

新型コロナウイルス感染症の「5類」 へ変更後の感染対策について

5月8日から感染症法上の位置づけを「5類」感染症へ移行する方針が決定されましたが、今後も一定の流行が繰り返されることが想定されます。

院内には高齢者など重症化リスクの高い人たちが集まるため、医療機関においては感染拡大防止のため、以下のようなこれまでと同様の対策を続けていくことが厚生労働省より求められています。

- ※ 新型コロナウイルス感染症ならびに疑いのある患者様とその他の患者様との動線分離・ゾーニング
- ※ マスクの着用
- ※ 手指衛生
- ※ 十分な換気

上記の必要性をご理解いただき、当院へ来院される際にはこれまで通り「手指の洗浄」を心がけ、「院内では常にマスクを着用」をお守りいただきますよう引き続きご協力をお願いいたします。